

岩洞湖

1 漁業権番号	内共第20号（岩洞湖）							
2 漁場の区域	岩洞湖の区域（盛岡市玉山区藪川長沢橋下流端から下流の長沢川、一般国道455号との合点から下流の小石川、外岩洞橋下流端から下流の外岩洞川及び柴沢橋下流端から下流の柴沢川を含む。）							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	岩洞湖の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		ひめます	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		こい	〃	〃	〃			
		ふな	〃	〃	〃			
	わかさぎ	竿釣り又は手釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで（氷上釣りの場合は、1月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間）				
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		岩洞湖のえん堤の中心線から50メートルまでの湖の地点を同えん堤と平行に結んだ線までの間の区域			1月1日から12月31日まで（氷上わかさぎ釣りの期間中は除く。）			
		岩洞湖の注水口に設置した禁漁区標柱ア点、浮標のイ点、ウ点、エ点及び標柱オ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域			1月1日から12月31日まで			
	(3) 漁具・漁法の制限	岩洞湖の取水口に設置した禁漁区標柱ア点、イ点及びウ点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた区域						〃
		(3) 漁具・漁法の制限 潜水、動力漁船、網及びやすによる採捕、薬品を用いる採捕並びに水中に電流を通じてする採捕は、禁止する。						
(4) 全長の制限		名称		禁止に係る全長				
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	さくらます		25センチメートル以下					
	ひめます		15センチメートル以下					
	いわな		13センチメートル以下					
	うぐい		10センチメートル以下					
(5) その他	こい						〃	
	日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます ひめます いわな うぐい こい ふな	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	円 600	円 6,000	組合事務所及び指定販売所	
わかさぎ			竿釣り又は手釣り（餌釣り又は擬餌釣り）					

	遊漁券販売所 (盛岡市藪川)	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。			
		イ 中学生生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。			
		ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学生生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、600円を加算した額とする。			
		名 称		電話番号	
		組合監視詰所		019-681-5678	岡本商店
		家族旅行村(夏期のみ販売)		019-681-5235	岩洞湖レストハウス
		藪川そば		019-681-5117	
		(盛岡市内)		イーハトーヴ釣具店	上野釣具店
		(同市玉山区・岩手町)		上州屋新盛岡店	上州屋盛岡上堂店
(北上市・一関市)		伊五澤商店	芳平商店		
		上州屋北上店	上州屋一関店		
5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、湖底をかくはんしないこと。</p> <p>(5) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁の穴開けに際しては、専用ドリルを使用のうえ、穴の直径を15センチメートル以下とし、1平方メートル内に2箇所以上の穴開けはしないこと。</p> <p>(6) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。</p> <p>(7) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して設置したテント及び暖房器具を設置日のうちに撤去すること。</p> <p>(8) 遊漁者は、氷上わかさぎ遊漁に際して、スノーモービル及び車両により岩洞湖に侵入しないこと。</p>				